

北海道告示第 10018 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成31年1月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上富良野旭中富良野線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	富良野市字扇山393番地先から 同市字扇山314番2地先まで	前	13.99 mから 23.10 mまで	1,000.00 m	—
		後	15.56 mから 25.22 mまで	1,000.00 m	—
麓郷山部停車場線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	富良野市字扇山303番1地先から 同市字扇山7番1地先まで	前	18.17 mから 26.86 mまで	80.00 m	—
		後	18.17 mから 26.86 mまで	80.00 m	道道上富良野旭中富良野線重複L=26.20m
十勝岳温泉美瑛線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	空知郡上富良野町国有林上川南部森林管理署432林班へ小班地先から 同郡上富良野町国有林上川南部森林管理署432林班へ小班地先まで	前	20.76 mから 102.56 mまで	186.90 m	—
		後	20.76 mから 115.64 mまで	186.90 m	—